

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する
政令（案）に関する意見募集の結果について

令和５年５月２６日
厚生労働省
健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）について、令和５年４月１０日（月）から同年５月９日（火）まで御意見を募集したところ、計１６件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	サル痘の名称変更案エムボックス について、英語表記による混乱と他疾患（水痘、天然痘）との統一性が崩れる等の理由から合理性に欠けると考える。せめて M 痘またはエム痘としてはどうか。エムボックスでは語感から「何かよくわからない怖い病気」との印象を与えてしまい、これは元々mpox への名称変更の理由でもある偏見の防止に対して却って逆行するのではないかとと思われる。	「サル痘」の名称変更については、令和５年２月１７日の第 72 回厚生科学審議会感染症部会において、「エムボックス」とする案と「M 痘」とする案について議論されたところ、令和４年５月以降、国際的に流行しているサル痘については、従来のサル痘で知られている疫学・病態等と異なる点が多く、水様物質を含む膨隆した発疹を意味する「痘」という漢字を用いない方が、国際的に流行しているサル痘が発疹も含めた多様な症状を呈するということを国民に理解されやすいと考えられること、「M 痘」については、令和４年５月以降のサル痘の流行において患者が多く報

		告されている、男性と性交渉を行う男性（MSM: Men who have Sex with Men）の頭文字と同一であり、差別・偏見を助長するおそれがあることから、「エムボックス」とする方がより適切であるという意見が多かったこと等を踏まえ、「エムボックス」としております。
2	三種病原体に相当する結核菌の定義を世界保健機関が定める超多剤耐性結核菌の定義に合わせるとすると、以下の薬剤に耐性ということになるかと思います。 (1) イソニコチン酸ヒドラジド (2) リファンピシン (3) レボフロキサシン及びモキシフロキサシンの一種以上 (4) ベダキリン及びリネゾリドの一種以上 今回の改訂案には(1)と(2)の基本薬剤耐性が抜けています。追記が必要と考えます。	ご指摘の「イソニコチン酸ヒドラジド」及び「リファンピシン」については、感染症法第6条第22項第2号において規定されております。
3	「改正法第13条の規定による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、特措法第62条第3項の規定による実費弁償の基準の具体的な内容の規定その他所要の改正を行う。」とあるが、具体的な内容はどこで確認できるのでしょうか。	本パブリックコメントの結果公示にあたり具体的な政令の内容を公表いたしますのでそちらをご参照ください。
4	四類感染症である「サル痘」について、WHOの名称変更に伴い「エムボックス」とする事については、不要である。サル痘は日本国内において既に一定の知名度が有り不必要な名称変更をする事により、新たな新興感染症と誤認する恐れが考えられる。	令和4年5月以降のサル痘の国際的な流行では、一部のコミュニティで人種差別やスティグマのような表現がみられたことがWHOに報告され、多方面から懸念を表明されたことから、WHOは、令和4年11月28日に、本疾患の英語での新たな名称として

	仮にエムボックスの表記をするのであれば、エムボックス（サル痘）と表記すべきである。	「mpox」の使用を推奨し、1 年間の移行期間を経て、「monkeypox」に代わり、「mpox」使用していくことを発表しました。 このことを踏まえ、四類感染症である「サル痘」の名称についても改めることとしたものです。
--	---	--

※上記のほか、12 件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。